

III 参考

令和3年度の運営方針

～第4期中期目標(令和3～7年度)に向けた初年度の取組、教育事業方針等を踏まえて～

国立諫早青少年自然の家キャッチコピー 『森と溪流の諫早！人づくり・仲間づくりの諫早！』

(1)安全安心な体験活動環境の提供

- ・利用者への新型コロナウイルス感染症対策を周知し、利用ルールを浸透させる。
- ・安全管理マニュアルを全職員が理解し、有事に対応できる技術を身につける。
- ・活動エリア・施設点検の徹底を図る。

(2)教育事業等方針を踏まえた事業企画の着実な実施

重点1 施設の特色化の推進

地域の潜在的な教育課題である「防災・減災」について、本所が提供するプログラムの特色である「体験教育・アドベンチャー教育」を基盤とした防災学習プログラムを開発・提供し、自助・共助を行えるよう主体的に判断し行動する力や、互いに助け合う力の育成を目指した事業を試し、研修支援プログラムへ転換することを目指す。

重点2 実践研究事業の実施

子どもたちが抱える喫緊の課題である「不登校・引きこもり」について、子どもたちに多様な体験活動を提供するとともに、そのような状態にある児童生徒に今後継続して体験活動を提供できるよう、行政・学校との連携強化について長崎大学名誉教授小原達朗氏等の有識者から指導助言をいただき、事業を展開する。

重点3 国土強靱化計画への貢献を目指した防災・減災教育事業の実施

特色化事業と連動して、避難所生活体験等を通して、災害時でも主体的に行動でき、助け合う意欲と態度を養うことを目的としたプログラムを試行し、研修支援プログラム化を目指す。

(3)研修支援(施設利用)へつながる広報活動

- ・「キャンプの日」の実施による様々な利用者層への周知、口コミ等により利用者層を広げる。
- ・コロナ禍における過去利用の学校団体や青少年団体への出前(出張)事業を推進する。
- ・SNS(Facebook、Instagram、YouTube等)を活用し、施設の魅力発信を展開する。

(4)職員の資質向上・組織開発

- ・指導・支援に必要な指導スキルや資質向上を図るための外部研修への参加を推進する。
- ・所内での安全管理、スキルアップ、資質向上研修を計画的に実施する。
- ・公立青少年教育施設や民間団体との連携強化により人的知的資源やノウハウを共有する。

令和3年度教育事業等方針

1. 基本的な考え方

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）や「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（平成30年12月21日）等の国の青少年教育行政に関する基本方針を踏まえ、「独法改革に関する国の動向とこれまでの機構の主な対応等について」などを参考にしつつ、ナショナルセンターとして、次代を担う青少年の自立に向けた健全育成を総合的に推進する。その際、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割や、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携強化を図る観点も重要であると考えられる。また、今後の地域における社会教育が目指す役割として、人づくり・つながりづくり・地域づくりの側面が示されており、学びと活動の循環が重要とされている。

これらを踏まえた上で、国土強靭化基本計画によるリダグンダンシー（広域防災補完拠点）としての防災・減災教育等の推進や子供の貧困対策等の国の政策実現に向けた取組の推進や、利用団体への教育的支援の充実、家庭・地域の教育力の向上や体験活動の普及、地域との連携・協働の推進による地域貢献を重点事項と捉え、教育事業や研修支援等において体験活動をより一層推進する。

なお、業務運営全体を通じて、新型コロナウイルス感染症対策を含めた安全管理意識の徹底を図るとともに、様々な関係機関との連携を意識しながら体験活動の充実を目指し取り組むこととする。

2. 教育事業および研修支援における重点事項

(1) 「体験の風をおこそう」運動・「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供たちの体力低下をはじめ、学力や規範意識の低下、高校生の読書離れが進んでいる傾向が指摘されている中、子供たちの知・徳・体のバランスのとれた成長に大切な様々な体験活動や基本的な生活習慣の重要性を普及するため、教育事業や研修支援等を通じて、青少年教育団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。

また、施設においては実行委員会を設置し、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業に取り組み、引き続き体験の重要性の普及に努める。なお、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業において、自施設が参加者を公募する事業については、教育事業に準じた満足度調査や利用実績の登録を行う

こととする。

さらに、地域ブロックや人事交流等での連携を活かして実行委員会未設置府県に働きかけ、地域で運動を推進する体制の拡充を図る。また、体験の風をおこそう推進月間（10月）を中心に、全施設において地域や関係機関等と十分に連携し、多様な事業等を展開するとともに事業等の登録を働きかける。

(2) 教育事業と研修支援が連動したプログラムの開発・拡充

各地方施設の個性化、高度化、拠点化を目指した特色あるプログラムや国の政策実現に向けたプログラムの開発及び拡充を行う。なお、その際には、教育事業で行ったことを活動プログラムに落とし込むなど、利用団体に提供できるように工夫する。

① 特色あるプログラムの開発・拡充

特色あるプログラムは、各施設の設定した教育テーマに基づき、教育事業と研修支援を連動させながら、地域から理解・認知され、活用されるプログラムの開発・拡充を行う。第四期中期目標期間内に各施設が開発・拡充したプログラムの教材や指導演案等を作成するとともに、教育テーマごとに施設が集まり、冊子の作成やフォーラムを開催する。※詳しくは3-1-(1)①参照

② 国土強靭化計画に資する防災・減災教育プログラムの開発・拡充

広域防災補完拠点としての認知度を広め、地域の方々が防災・減災について学べる拠点となるよう、プログラムの開発・拡充を行う。第四期中期目標期間内に教育事業として全施設でそれぞれ1事業以上実施する。また、令和4年度末までに各施設が開発したプログラムを研修支援として利用団体に提供できるように、教育事業の実施または利用団体への活動プログラムの実施・改善に取り組む。

③ SDGsの達成・ESDの推進に資するプログラムの開発・拡充

SDGsの目標やESDの基本的な考え方を取り入れた、教育事業の実施や、活動プログラムの提供、館内で掲示を行うなど普及されるように取り組む。

3. 教育事業の質の充実と普及

教育事業とは、青少年及び青少年教育指導者等に対し、国の青少年教育行政に関する基本方針等を踏まえ、先導的・広域的な観点に基づき、本部及び各施設が立案し、計画的に実施する事業。なお、教育事業においては事業の成果の検証や発信のため、必ず参加者や協力団体等に対する満足度調査を実施する。

3-1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成事業

青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセン

ターとして機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくり・つながりづくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や社会の要請に応える体験活動の推進、青少年教育に関するモデル的事業の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。

(1) 社会の要請に応える体験活動事業の実施

社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子や幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ教育事業、青少年を対象に自己成長や自己実現等を図る教育事業、防災学習や環境学習などの ESD に対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを実施する。

(2) モデル的事業の実施

モデル的事業とは、関係機関・団体や公立青少年教育施設、大学の研究者等と連携した上で、報告書を通して広く青少年教育関係者へ発信する事業である。

全地方施設が実践研究事業と地域の実情を踏まえた体験活動事業を実施する。なお、以下の観点を満たせば、①と②-1を併せて1事業として実施することも可能である。

①実践研究事業の実施方法

令和3年度はテーマを定め事業を実施し、令和4年度に報告書を作成できるよう準備を行う。その際、下記の点に留意すること。

- ア. 事業のねらいに対応した実践研究を大学の研究者等と協働で行い、評価を得る。
- イ. 青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を取り入れる。
- ウ. 体験活動の効果測定等を行い、その重要性の普及に努める。
- エ. 成果等については、第四期中期目標期間内に報告書を2回作成する。

②地域の実情を踏まえた体験活動事業の実施方法

②-1. 特色あるプログラムの事業の実施方法

令和3年度はテーマを定め事業を実施する。その際、下記の点に留意すること。

- ア. 公立青少年教育施設等に学習方法が活用されるよう、企画段階から関係機関・団体等と連携して実施する。
- イ. 青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を取り入れる。
- ウ. 使用した教材や指導案などの学習方法が活用されるように工夫する。
- エ. 参加者の探究的興味関心が日常的に保たれるよう工夫する。
- オ. 成果等については、第四期中期目標期間内に教育テーマ毎に施設が集

まり、冊子の作成やフォーラムなどを開催する。

②-2. 全国高校生体験活動顕彰制度に関連する事業の実施

全国高校生体験活動顕彰制度オリエンテーション合宿を全地方施設において1事業以上実施する。なお、個別参加型で実施する場合には、施設のある都道府県内に限らず、広く高校生を募集することとし、学校・団体参加型で高等学校と連携して実施する場合は、「総合的な探究の時間」に位置付けが可能となるよう、カリキュラムの内容に留意しながら、連携学校と協議の上、柔軟な対応を行う。また全施設を8つに分けた全国高校生体験活動顕彰制度の地方各ブロック*1)において、地方ステージを実施する。なお、全国ステージについては、国立オリンピック記念青少年総合センターを会場とし、本部教育事業部企画課が実施する。

(3) 課題を抱える青少年の支援事業の実施

①課題を抱える青少年の支援事業の実施について

課題を抱える青少年の支援事業については、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力などを育成する体験活動事業を異なる対象やテーマで全施設において2事業以上実施する。

課題を抱える青少年の支援事業のテーマは以下の通りとする。

- ア. 児童養護施設に入所する児童を支援する事業
- イ. ひとり親家庭等の子供を支援する事業
- ※ア. イどちらからかで全施設1事業以上実施（生活自立支援事業）
- ウ. 不登校、引きこもり、ネット依存や発達障害、身体障害などの課題を抱える青少年の支援事業
- エ. 中1ギャップ対応事業等の特定の課題をテーマとした予防事業
- オ. 豪雨、地震などの災害時における対応事業

②課題を抱える青少年の支援事業の実施方法

- ア. 青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、企画段階から専門機関等と連携して実施する。
- イ. 参加する青少年の状況をふまえた基本的生活習慣の確立や人間関係形成力などの焦点を定めた事業を実施する。
- ウ. 質の向上を図るため、事業後に協力関係団体等とふりかえりを行い、参加者の学びや改善点などをまとめる。

(4) 青少年の国際交流の推進

青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。その際、日本人参加者の異文化に

する理解と日本人としてのアイデンティティ等が深まるよう努める。

3-2. 青少年教育指導者等の養成事業および関係機関・団体等との連携促進

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。ナショナルセンターとして、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開することから、各地域ブロック*2内での連携促進を図る。

また、施設職員や青少年教育団体等の指導者のための基礎的・専門的カリキュラムを開発し試行的に実施する。加えて、各地域ブロック内の青少年教育施設協議会等とネットワーク強化を図り、第四期中期目標期間内に、例えば地域ブロックの青少年教育施設協議会と共催するなど、公立施設や民間団体の青少年教育指導者等を対象にした指導者研修やフォーラム等の広域的な事業を実施・充実できるように努める。

(1) 自然体験活動指導者養成事業（NEAL 養成事業）の実施

自然体験活動指導者養成事業を各地域ブロックで、自然体験活動指導者（リーダー）養成事業を2事業以上、自然体験活動上級指導者（インストラクター）養成事業を1事業以上実施する。基礎的資格である自然体験活動指導者（リーダー）養成事業の実施にあたっては、ボランティア養成・研修事業と一体として実施するなどの工夫をしても構わない。

また、自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の養成事業を、中期目標期間中に各地域ブロックで1事業実施する。

(2) ボランティア養成・研修事業の実施

青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業や研修支援等の運営協力・指導補助などを担うことのできるボランティアを育成する。その際、「ボランティア養成共通カリキュラム」に準拠した養成事業を全施設で実施する。

また、ボランティア・コーディネーターは、各施設が定めたボランティア育成ビジョンに基づき、ボランティアが学びと活動の循環を体験しながら、法人ボランティアとしてのスキルアップが図られるようボランティア研修事業の実施、自主企画事業による事業参画、研修支援の指導補助等の取組みを行い、法人ボランティアの成長を促す。

(3) 教員免許状更新講習の実施

学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然体験や集団宿泊体験等に必要な知識・技術の向上を図るため、教員免許状更新講習を各地域ブロックで2事業以上実施する。なお、講師の人選に当たっては、大学、教育委員会等の教育機関と連携して実施するとともに、学習指導要領を踏まえた学校等での体験活動の展

開を講義内で施設職員が説明する。

(4) 外部研修指導員等の活用

利用者に良質な体験活動を推進するために、外部研修指導員の拡充を図るなど、指導力向上の研修を各施設で実施する。

4. 研修支援の充実と利用拡大

研修支援では、より多くの青少年及び青少年教育指導者等を対象に利用団体の目的に応じた主体的で効果的な活動を行うことができるよう、広く学習の場や機会を提供する。その際、利用団体に対して「良質な体験活動」を提供するため、より効果的なプログラムの提案や教育的指導・助言等を行う。また、指導・助言等を通じて、体験活動や規則正しい生活習慣の重要性についての普及・啓発も併せて実施する。

(1) 研修利用の充実

全施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定および行動計画」を策定し着実な実施に努めること、また、利用状況の分析や利用団体に対する施設利用に関するアンケート調査を行い、利用促進に向けた方策を検討・実施することで、宿泊室稼働率50%及び青少年人口（0～29歳）の1割程度の利用実績の確保を目指す。なお、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行い、全ての青少年に対し体験活動を提供できるように支援する。

(2) 活動プログラム等における教育的な指導及び支援の充実と検証

事前打ち合わせでは利用団体の特性や目的を把握したうえで多様なプログラム提案を行うとともに、利用当日においても適切な指導・助言等を行う。また、小中学校利用の引率者を対象としたアンケート（施設利用に関するアンケート調査）によって、教育的効果や活動プログラムの有効度を把握しつつ青少年のよりよい成長がみられるよう、教育的な指導及び支援の充実に努める。

さらに、活動プログラム等の方法・効果が明確になるよう教材や指導資料等の工夫（活動プログラムの効果の見える化）・見直しを行うとともに、事前打ち合わせ等でのICT機器の活用に努める。

(3) 学校との連携・協働による体験活動プログラムの充実

学習指導要領に基づき、「社会に関わられた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化し、「主体的・対話的で深い学び」が可能となる活動プログラムを各年齢期に応じて全地方施設が提供できるようにする。

・幼児期の教育においては、自然を活用した幼児期の運動プログラムを活用した場づくりを提供できるようにする。

・小・中学校については、学習指導要領が全面実施されたことから、集団宿泊行事等で宿泊する学校に教科等と関連付けた体験活動プログラムを更に充実し、提供できるようにする。

・高等学校については、総合的な探究の時間に関連づけが可能となる全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」のオリエンテーション合宿を全施設で教育事業として実施する。【再掲】

- ①北海道・東北（大雪・日高・岩手山・花山・磐梯・那須甲子）
- ②関東・甲信越（赤城・信州高遠・妙高）
- ③北陸・東海（立山・能登・若狭湾・中央・乗鞍）
- ④近畿・中四国（菅原・淡路・吉備・三瓶・江田島・山口徳地・大洲・室戸）
- ⑤九州・沖縄（夜須高原・諫早・阿蘇・大隅・沖縄）

5. 安全安心な教育環境の確保

全ての業務に対して安全への意識を常に持ち、利用者や職員にとって安心できる教育環境を提供するために、安全管理担当者を各施設2名配置する。

(1) 施設における安全管理研修の計画・実施及び安全対策マニュアルの整備
安全管理担当者は体験活動安全管理研修に参加した上で、施設における安全研修の年間計画を策定し、全ての事業系職員が安全対策を図った上で指導ができるよう研修を行う。また、「危機管理関係マニュアル点検方針」及び当該方針に含まれる研修項目等を踏まえ、安全対策マニュアル等の点検、見直しを常時行う。

(2) 安全安心な教育環境づくり

利用者・職員が事故やケガがなく安全に安心して利用できる施設、利用しやすい施設を目指すために、全施設が施設整備に日々努めるとともに、教材教具・活動備品、活動場所等の日常的な点検・改善整備を通じて、衛生面も含め安全安心な教育環境を確保する。

6. 年度計画の達成

令和3年度年度計画に示された目標を達成するため、全施設の管理職が施設の全職員に対して説明し全職員が理解した上で、目標を見据えて業務に取り組むこと。

なお、目標達成のために各施設における目標値を別添資料として取りまとめるので、これに沿って事業を計画・実施すること。

*1 全国高校生体験活動顕彰制度における8つのブロック

- ①北海道（大雪・日高） ②東北（岩手山・磐梯・花山・那須甲子）
- ③関東・甲信越（赤城・中央・信州高遠・妙高） ④中部（能登・乗鞍・立山・若狭湾）
- ⑤近畿（淡路・菅原） ⑥中国（三瓶・江田島・吉備・山口徳地） ⑦四国（大洲・室戸）
- ⑧九州・沖縄（阿蘇・沖縄・夜須高原・諫早・大隅）

*2 青少年教育指導者等の養成事業における地域ブロック

令和3年度年度計画における数値目標

1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成事業数

No.	事業名	事業数		備考
		全体	1施設	
1	特色あるプログラム事業	27事業	1事業	※各事業の要件を満たせば、同一事業として開催も可能
2	実践研究事業	27事業	1事業	
3	課題を抱える青少年の支援事業	54事業	2事業以上	
4	防災・減災教育事業	28事業	1事業以上	
5	全国高校生体験活動顕彰制度オリエンテーション合宿	27事業	1事業	
6	地域ぐるみ事業 (自施設が参加者を公募する事業)			※満足度調査を実施し、教育事業として登録すること

2. 青少年教育指導者等の養成事業数

No.	事業名	事業数		備考
		全体	1施設	
7	自然体験活動指導者(NEAL)養成事業	16事業以上	0~1事業以上	地域ブロックにて協議
8	教員免許状更新講習	10事業以上	0~1事業以上	地域ブロックにて協議
9	ボランティア養成・研修事業	27事業	1事業	
10	ボランティアの活動回数 (研修・自主企画を含む)	4000回	148回	

3. 満足度

No.	事業名	満足度		備考
		全体	1施設	
11	次代を担う青少年の自立に向けた健全育成事業	80%以上	80%以上	
12	「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」事業	80%以上	80%以上	
13	研修支援利用団体のリピート意向度	73%以上	73%以上	

4. その他

No.	事業名	目標値		備考
		全体	1施設	
14	各地域で「体験の風をおこそう」運動を推進する実行委員会の設置都道府県数	2府県の増加	-	実行委員会未設置府県に働きかける
15	青少年人口(0歳~29歳)の利用者数	人口の1割程度	-	青少年人口(34,281,674人(R2.1.1現在))の1割
16	宿泊室稼働率	55%以上	-	各施設50%以上を目指す
17	地域ぐるみ事業 (自施設が参加者を公募しない事業)			※研修支援に登録すること

国立諫早青少年自然の家 令和4年度事業計画一覧

No	事業名	事業趣旨	期 日	対 象	人数 (人)
1 青少年教育に関するモデル的事业					
ア 実践研究事業					
1	チョイス	「不登校」の問題を子供達が抱える喫緊の課題として、関係機関と連携して、児童生徒の自己肯定感の向上を目的とした年間を通じた体験活動を展開する。また、外部研究者等とともに『学校生活への不安軽減及び期待増加』に有効な体験活動を研究テーマに定め、体験活動の効果測定を行い、その重要性の普及に努める。	時期調整	小学5～中学3年生	20
イ 地域の実情を踏まえた特色あるプログラム事業(特色化事業)					
2	限界突破！プチサバイブキャンプ	小学5・6年生の児童を対象に、災害から身を守るために必要な知識・技能を身につけ、防災に対する真摯な態度の育成を図る。また、災害時に想定される避難所生活の疑似体験を通して、主体的に判断し行動する力や、互いに助け合う心情を育む。	9/17(土)～9/19(月・祝)	小学5・6年生	24
ウ 地域探究プログラム					
3	全国高校生体験活動顕彰制度「地域探究プログラム」オリエンテーション合宿 in 諫早 Create the Future in Isahaya 2022	高校生が地域づくりや地域の課題解決などに関する体験活動をおとして、課題発見・解決能力を高め、それぞれの実践活動の成果や自身の成長を適切に評価する力を身に付けることにより、新たな価値を創造する人材を育成するとともに、青少年の体験活動に関する社会的な認知を高める。	【北陽台高校】 4/20(水)～4/21(木) 【諫早東高校】 調整中 【個人(予備)】 7/16(土)～7/18(月・祝) 【地方ステーション】 12/25(日)～12/26(月) 阿蘇	【個人】高校1～3年生 【高校】〇〇高等学校 【地方S】OR合宿参加者	【個人】 25 【地方S】 (未定)
2 社会の要請に応える体験活動等事業					
ア 親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する事業					
4	タラッキーキャンプ	小学1～2年生の児童及びその保護者を対象に、絵本の読み聞かせやワークショップ等、絵本の世界を体験し、本に親しむ活動の機会や多くの家族が交流できる場をつくることにより、体験活動等の重要性を広く普及・啓発する。	①9/3(土)～9/4(日) ②9/10(土)～9/11(日)	小学1～2年生及び保護者	各回60
5	家族で体験フェスティバル	様々な体験活動を通して、体験活動の楽しさを体感してもらうとともに、体験活動の重要性の普及と啓発を図る。また、本事業の取組を通じて、関係団体との連携をより一層緊密にし、地域における体験活動の定着・発展を推進する。	10/22(土)～10/23(日)	長崎県内在住の幼児や小・中・高・大学生のいる家族	各日35家族
6	子ども体験フェスティバル2021in佐賀	様々な体験活動を通して、体験活動の楽しさを体感してもらうとともに、体験活動の重要性の普及と啓発を図る。また、本事業の取組を通じて、関係団体との連携をより一層緊密にし、地域における体験活動の定着・発展を推進する。	①北山10/2(日) ②黒髪10/10(月) ③波戸岬10/16(日)	幼児や小・中・高・大学生のいる家族、学童クラブ等	各100
7	諫早市通学合宿	当所職員が、諫早市内の通学合宿に指導者として参画することで、地域における体験活動の推進を図る。		小学生	各20
8	沢登り探検隊	季節に特化した自然体験活動を通して自然に親しむ心と自然体験活動への関心を高めるとともに、友達と協力することの大切さに気付く。	7/9(土)～7/10(日)	小学3・4年生及び保護者	30
9	みんなで書き初めばしてみね!	日本の伝統文化の一つである「書」活動について、青少年の文化体験活動の裾野をより広げることが目的に、書き初めに関連するイベントを開催し、青少年やその家族を対象に書き初めや日本の伝統文化に触れる機会を設ける。	1/7(土)～1/8(日)	小学3～中学3年生及び保護者	30
10	まちdayキャンプ!	まちの身近な場所でキャンプを気軽に体験し、親子や仲間と楽しさや、面白さを共有し、達成感を味わい、自然の営みを知るきっかけをつくる。	NPO法人インフイニティーの計画による	幼児や小・中・高・大学生のいる家族	各10家族
11	こどものくに『ながさKids☆Town』	就業、納税、消費、まちの運営等の活動を通して、社会や政治経済の仕組みを学ぶ。また、職場体験等を通して、職業選択やまちのデザインを考えるとともに、SDGsなど社会の有り様を学ぶ。さらに、それらの活動を通して、異年齢の交流、文化の継承、地域への愛着心を芽生える一助とする。(仮)	9/23(金祝)～9/25(日)	小学3～中学3年生	100
イ 青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る事業					
ウ 防災・減災教育事業					
	限界突破！プチサバイブキャンプ(同一事業の再掲)				
エ 環境教育や人権教育などのESDに対応した事業					
12	木育キャンプ	次代を担う子供たちに対し、木についての様々な体験を通して理解を深め、自然に親しむ心情や社会性を育てるとともに、森林や環境問題に対する正しい理解の基礎を育み、持続可能な社会づくりの担い手育成の一助とする。	1/21(土)～1/22(日)	小学4～中学1年生	40
オ 健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業					
カ その他					
13	子どもゆめ基金助成金募集説明会	子どもゆめ基金助成金募集説明会を開催し、広く当基金の存在を周知することで、体験活動を推進する機運の向上を図る。	9月のいずれか土日(佐賀・長崎で2日)	青少年団体関係者等	各20

国立諫早青少年自然の家 令和4年度事業計画一覧

No	事業名	事業趣旨	期 日	対 象	人数 (人)
3 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業					
ア 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業					
14	生活・自立支援キャンプⅠ (児童養護施設の子ども支援事業)	児童養護施設の子供たちが、自然体験や生活体験を通して、自尊心を高めるとともに、体力の向上及び基本的な生活習慣の定着を図る。	8/10(水)～8/12(金)	児童養護施設の児童生徒	40
15	生活・自立支援キャンプⅡ (ひとり親家庭の子ども支援事業)	ひとり親家庭の子供たちが共同宿泊生活体験を通して、「早寝早起き朝ごはん」・「家庭学習の習慣」といった基本的な生活習慣や、家庭で生かせる献立作りや調理法・栄養バランス等の「食育」に関する知識・技能を身につけ、できる体験を積み重ねることで、自尊心を高める一助とする。	7/16(土)～7/18(月・祝)	ひとり親家庭の児童	40
15	不登校・引きこもり等の課題を抱える 青少年の支援事業 「自然の家にきてみんね」	自然の家での様々な体験活動を通して、不登校、引きこもりなどの課題を抱える青少年に自然体験活動の楽しさや達成感を感じさせ、自己肯定感や自己有用感を高める。また、他者との交流や自然の家での規則正しい生活を通して、基本的な生活習慣づくりのきっかけとする。	通年 (通常期:毎週月曜日) (閉歇期:常時相談)	不登校・引きこもり等の児童・生徒	-
	不登校・引きこもり等の課題を抱える 青少年の支援事業「チョイス」 (同一事業の再掲)				
4 グローバル人材の育成を見据えた国際交流事業					
ア 日独の青年及び青少年指導者等の交流事業					
※本部主催の国際交流事業が主					
イ アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業					
※本部主催の国際交流事業が主					
ウ 国内での国際交流事業(イングリッシュキャンプ等)					
16	イングリッシュキャンプ	自然体験活動の中で、英語を聞いたり話したりすることを通して、英語によるコミュニケーションの楽しさを実感させるとともに、言語や文化について理解を深める。	10/1(土)～10/2(日)	諫早市内の小学3～4年生	30
5 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業					
ア 青少年指導者等の養成・研修事業					
a 自然体験活動指導者(NEAL)養成事業					
※隔年開催(令和4年度は夜須高原、大隅)					
b 教員免許状更新講習					
※R4年度から廃止					
c その他					
17	グループをチームに育てるプログラム 研修会(体験編・理論編(仮))	グループの力を生かす体験活動プログラムの体験を通して、基本となる手法や理論の習得を図る。	6/25(土)日帰り 11/12(土)～11/13(日)	スポーツ指導に関わっている方、プレイヤー、教員、施設職員、大学生等	各30
イ ボランティアの養成・研修事業					
a ボランティアの養成事業					
18	自然体験活動ボランティア養成研修	青少年の体験活動事業で活動するボランティアスタッフに求められる基礎的な知識・技術を習得するとともに、ボランティア活動への参加意欲を高める。	6/18(土)～6/19(日)	高校生、高専専門高校生、大学生、社会人	30
b ボランティアの研修事業					
c ボランティアによる自主企画事業					
19	大学生のためのボランティア活動推進事業 「自主企画事業支援プロジェクト」 チャレンジキャンプ	新しい仲間と出会い、協力する自然体験活動を通して、相手の気持ちを考えて行動する力を育む。	8/21(日)～8/27(土) (仮)		
※ 研修支援関係					
20	キャンプの日	毎月第3日を「キャンプの日」に制定し、キャンプ等の自然体験活動を推進する機運を高め、家族等の利用促進を図る。	毎月第3日曜日 デイキャンプを実施 ※前日土曜日から宿泊あり (5,6,10～2月)	幼児や小・中・高・大学生 のいる家族	土は6家族 日は制限なし
21	諫早市少年センター(適応指導教室)	体験活動を通して、協調性・自主性・耐性・感謝の気持ちを育てる。	①6/2(木)～6/3(金) ②9/9(金) ③10/6(木)～10/7(金) ④11/18(金) ⑤12/9(金) ⑥2/3(金)	適応指導教室に通う児童 及び生徒	各10 程度
22	大牟田市昭和教室(適応指導教室)	体験活動を通して、協調性・自主性・耐性・感謝の気持ちを育てる。	10/3(月)～10/5(水)	適応指導教室に通う児童 及び生徒	10
23	小学校宿泊体験学習担当者事前研修会	諫早青少年自然の家を利用して宿泊体験学習を実施する小学校が、目的やねらいを明確にした、より教育効果の高い活動プログラムを計画できるようにするために、各校の担当者を対象とした事前研修及びプログラム調整会を行う。	6/10(金)	本施設利用の大牟田市及び みやま市立小学校の担 当者	-
24	社会教育士講習	社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、文部科学省より委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与すること及び、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的とした講習を実施する。	1/30(火)～2/24(金) ※途中、実地研修あり	社会教育主事講習等規程 第2条の各号のいずれかに 該当する方	30

令和3年度 国立青少年諫早自然の家 所報

令和4年6月

編集・発行

独立行政法人 国立青少年教育振興機構

国立諫早青少年自然の家

〒859-0307 長崎県諫早市白木峰町1109-1

TEL:0957-25-9116 FAX:0957-25-9115

URL:<http://isahaya.niye.go.jp/>

E-mail:isahaya-so.niye.go.jp



「早寝早起き朝ごはん」国民運動

地域社会・学校・家庭が一体となって、心身ともに健康な子供たちの育成を目指す運動です。

- 望ましい生活習慣の育成
 - 生活リズムの重要性の再認識
 - 学習意欲・体力・気力の向上
 - 地域ぐるみで支援するための環境整備
- シンボルマークの使用など、詳しくは全国協議会のホームページをご覧ください。

早寝早起き朝ごはん

検索



「体験の風をおこそう」運動

社会が豊かで便利になる中で、子供たちの自然体験、社会体験、生活体験などの体験が減少している状況を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、社会全体で体験活動を推進する機運を高める運動です。

詳しくは「体験の風をおこそう」運動のホームページをご覧ください。

体験の風をおこそう

検索



【多良山系・五家原岳】

「国立諫早青少年自然の家」が位置する「多良山系・五家原岳」は、山頂から東に「有明海」西に「大村湾」南に「橘湾」と三つの海、諫早干拓、雲仙岳、周辺の美しい山なみが眺望できる景観の地です。

周辺には、豊かな水に育まれた針葉樹林が広がり、多くの野鳥や動物たちが生息しております。

また、市街地より比較的近距离で交通アクセスにも恵まれながら、深い暗闇に包まれた大自然の中で美しい星空を観測できる場所は国内でも稀で、貴重な観測ポイントとされています。

「国立諫早青少年自然の家」施設内では、特に自然体験・生活体験施設である「キャンプ村」が、森林内に位置するため、「流れ星を観測できた」との報告が多く聞かれるスポットのひとつです。